

神戸町障がい者生活介護施設 もちのき園

重要事項説明書

神 戸 町

令和6年4月1日

指定生活介護事業所 もちのき園 重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、障害者自立支援法に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただくことを説明するものです。

目 次

1. サービスを提供する事業者
2. 事業の目的と運営の方針
3. 事業所の概要
4. サービスの概要
5. 利用料金
6. サービスの実施の記録について
7. 事故発生時の対応
8. 緊急時の対応
9. 虐待防止について
10. 秘密保持
11. 苦情等申立先
12. 協力医療機関
13. 非常災害時の対策
14. 当事業所ご利用の際に留意していただく事項
15. 身体拘束の適正化について

1. サービスを提供する事業者

名 称	神戸町
所 在 地	岐阜県安八郡神戸町大字神戸1111番地
代表者氏名	神戸町長 藤 井 弘 之
電 話 番 号	0584-27-3111

2. 事業の目的と運営の方針

事業所の種類	指定生活介護事業所
主たる対象者	身体・知的・精神障がい者（18歳未満の者を除く）
通常事業の実施地域	通常の実業の実施地域 神戸町、輪之内町、安八町、大垣市、瑞穂市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、揖斐川町、大野町、池田町
事業所の目的	障がいのある方が、障がいの程度に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助や創作活動等を行うことにより、社会参加の促進や心身機能の維持向上、また利用者の家族の負担の軽減を図ることを目的とします。
事業所の名称	神戸町障がい者生活介護施設 もちのき園
事業所の所在地	岐阜県安八郡神戸町大字神戸833番地
電 話 番 号	0584-28-1221
管理者氏名	加 納 健 吉（サービス管理責任者・法令遵守責任者）
事業所の運営方針	利用者の意思及び人格を尊重し、利用者及びその家族のニーズを的確に把握し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努め、選ばれる事業所を目指していきます。
開設年月日	平成22年10月1日
利 用 定 員	1日20名

3. 事業所の概要

1) 事業所の構造

建物	構造	鉄筋コンクリート 2階建て
	延べ面積	174㎡

2) 主な設備

設備の種類	室 数	面 積 (㎡)	備 考
訓練・作業室	1	56	
多目的室（相談室）	1	28	
更衣室	2	20	
多目的トイレ	1	4.86	
トイレ	2	18	

洗面所・シャワー室	1	19.14	
その他		28	

3) 職員体制

職 種	職員数	区分				備考
		常 勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
管 理 者	1		1			
サービス管理責任者	1		1			
生活支援員	4	1		3		
看 護 師	1			1		

4) 営業日時

営 業 日	月曜日～金曜日 ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までを除く
営 業 時 間	9時00分から16時30分
サービス提供時間	9時00分から16時00分

5) 職員の勤務体制

職 種	勤務体制
管 理 者	勤務時間（8時30分から17時15分）
サービス管理責任者	勤務時間（8時30分から17時15分）
生活支援員（常勤）	勤務時間（8時30分から17時15分）
生活支援員（非常勤）	勤務時間（9時00分から16時00分）
看 護 師	勤務時間（9時00分から16時00分）

4. サービスの概要

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。「個別支援計画」は、当事業所のサービス管理者が作成し、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただきます。なお、「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

1) 介護給付費対象サービス

サービスの種類	サービスの内容
日常生活の援助	利用者の心身の状況等に応じて排泄・移動その他必要な身体の介護を行います。
訓 練	生活能力を向上させるための訓練を行います。
レクリエーション	ゲームなどのレクリエーションを行います。

生産的活動	軽作業等の生産活動の機会を提供します。
創作的活動	創作活動の機会を提供します。
健康管理	協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
相談及び援助	関係機関との連携を図り、家族や利用者の相談に応じます。

2) 介護給付費対象外サービス

サービスの種類	サービスの内容	金額
食事サービス	希望により食事の提供をします。	580円
おやつ代	お菓子、お茶などにかかる費用です。	50円
生産的活動・創作的活動等	生産的活動・創作的活動等を行う上で、利用者の方に負担していただくことが適当なものに対して費用をいただきます。	実費
日常生活上の諸費用	利用者の日常生活品の購入代金など、負担していただくことが適当であるものに対して費用をいただきます。 ①日用品費 ②保健衛生費 ③教養娯楽費 等	実費
その他	施設外活動等の社会体験学習に係る費用	実費

5. 利用料金

1) 介護給付費対象サービスの料金

障害福祉サービスを利用した場合、1日あたりのサービスにかかる費用（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）の1割を利用者負担分として事業所にお支払いただきます。

なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

2) 介護給付費対象外サービスの料金

実費にて利用料金をいただきます。詳しくは上記4. サービスの概要の項目を参照してください。

3) 利用の中止・変更・追加

利用者がサービス利用の中止又は変更する場合は、サービスの実施日の前日17時までに事業所に申し出てください。

なお、サービスの利用前日までにお申し出がなかった場合、取消料（利用料負担相当額＋給食代）をお支払いただく場合があります。ただし、利用者の体調不良などやむを得ない場合は、取消料はいただきません。

4) 利用者負担額及び実費負担額のお支払方法

利用料金の支払いは、1ヶ月ごとに計算し、請求しますので、指定された日までにお支払ください。

6. サービスの実施の記録について

当事業所は、法令に基づき利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。記録及び情報については、契約の終了後5年間保管いたします。

7. 事故発生時の対応

日頃から日常生活上及び介護上において、事故防止に努めます。

事故発生時には、「事故発生時対応マニュアル」に基づいて迅速に対応します。

8. 緊急時の対応

緊急事態が発生した場合は、「緊急時対応マニュアル」に基づいて迅速に対応します。

生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

生活介護の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

9. 虐待防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	園長 川崎保男
-------------	---------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討などを行います。

10. 秘密保持

(1) サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。守秘義務については、契約終了後も同様です。

(2) 利用者及び家族の情報について、同意を得た目的以外には使用しないこととし適切に保管いたします。

11. 苦情等申立先

事業所窓口	・窓口担当者 加納健吉 ・電話番号 0584-28-1221 ・FAX番号 0584-28-1221
神戸町役場	・所在地 安八郡神戸町大字神戸1111番地

子ども家庭課	・電話番号 0584-27-0176 (直通) ・FAX番号 0584-27-8443
--------	--

1.2. 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 洋美会 田中医院
院長名	桑原 真理子
所在地	神戸町大字神戸182番地
電話番号	0584-27-2037
診療科	内科・小児科・消化器科・放射線科・アレルギー科・循環器科・呼吸器科
入院設備	あり

1.3. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「消防計画」により対応します。
平常時の訓練	別途定める「消防計画」にのっとり、年2回避難・防災訓練を利用者の方も参加して実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 ・ガス漏れ報知機 ・非常用電源 ・非常通報装置 ・スプリンクラー ・誘導灯
消防計画等	消防署への届出提出日 令和5年 7月27日 防火管理者 たんぽぽ学園園長 小倉 一奈衣

1.4. 当事業所ご利用の際に留意していただく事項

嘱託医以外の医療機関への受診	原則として緊急時の通院以外は、ご家族で対応をお願いいたします。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	全館禁煙です。
貴重品の管理	貴重品につきましては、利用者の責任において管理していただきます。紛失等の事故に対する責任は、事業所では負えません。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。
宗教・政治・営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
受給者証の確認	受給者証の記載内容に変更があった場合は、速やかにお知らせください。職員が受給者証の確認をさせていただく場合にはご提示いただきますようお願いいたします。

1 5. 身体拘束の適正化について

当事業所は、身体拘束の適正化を図るため、次の措置を講じます。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置します。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 従業者に身体拘束等の適正化のための研修を実施します。

年 月 日

生活介護事業サービスの利用の開始にあたり、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

所在地 岐阜県安八郡神戸町大字神戸 8 3 3 番地
事業者名 神戸町障がい者生活介護施設 もちのき園
代表者名 神戸町長 藤 井 弘 之
説明者名 サービス管理責任者

私は、本書面に基づいて事業者から生活介護事業サービスについて重要事項の説明を受けました。

利用者住所

氏名 印

代理人住所

氏名 印

続柄

同意書

神戸町障がい者生活介護施設 もちのき園

設置者

神戸町長 藤井弘之

私は、上記事業者が私または私の家族の個人情報をサービス担当者会議等に使用することに同意いたします。

なお、将来発生した新たな個人情報についても、サービスの内容の調整・向上などを目的に、その範囲内での使用を承諾いたします。

年 月 日

利用者

代理人